

茅ヶ崎市は令和2年4月3日に「**感染拡大警戒地域**」となりました。

「感染拡大警戒地域」とは、直近1週間の新規感染者やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュートと呼ばれるほどの状況には至っていない。また、直帰1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認された状況です。

これに伴い、放課後等デイサービスのQ&Aを下記のように変更します。

令和2年4月20日更新

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校中の放課後等デイサービスのサービス提供に関するQ&A(茅ヶ崎市)

質問NO	内容	質問	神奈川県回答	茅ヶ崎市の補足事項 (4月2日提供分まで)	茅ヶ崎市の補足事項 (4月3日から学校休業日終了日まで)
1	事業所の運営	休業要請があった事業所またはサービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断した場合の「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援」とは、どの程度の支援を想定しているのか。感染予防のため、電話での相談支援でもよいか。	都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合や市町村が通所利用を避けることがやむを得ないと判断する場合にあつては、居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や相談支援について可能な範囲で支援の提供を行ったと市町村が認めた場合については、通常のサービスを提供したものとみなして報酬算定することは可能である。ただし、単なる欠席連絡はサービス提供とは認められない。	休業要請があった場合、ご相談ください。	電話等による相談支援の例 (1) 健康管理の例 服薬状況の確認、体調の確認、食事の状況確認など (2) 相談支援の例 生活リズムの確認、特性に合わせた家庭での支援のアドバイスなど *報酬算定をするのは、2月末までに該当の曜日の利用契約をしている児童に限る。同日に別事業所を利用しないことを保護者に確認してください。 *電話等により相談支援を行い、報酬算定を行う場合、対象者、支援の日時、内容、などを事業所として記録しておくこと。
2	報酬の算定	「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供」を行った場合、報酬の対象となる場合には、利用者の自己負担分は発生するのか。	報酬を算定する場合には、利用者負担も発生することとなる。よって、このことについては、当該支援を実施する際にはあらかじめ保護者へ説明をすること。	報酬を算定する場合は、利用者負担が発生することから、事業者から保護者へ十分に説明してください。	報酬を算定する場合は、利用者負担が発生することから、事業者から保護者へ十分に説明してください。なお、実際に利用者負担額を保護者に請求する際は今後の連絡内容に従ってから請求していただきたいので後日詳細連絡が来るまでお待ちください。

3	利用の可否	感染者が出た事業所の利用者を、他の事業所が受け入れることは可能か。濃厚接触者は、利用停止になるのか？その期間はあるか？	濃厚接触者については他の利用者への感染を予防する観点から利用を停止すべきものとするが、具体的なケースについては保健所に相談していただきたい。		
4	個別支援計画の面談	当面の感染拡大防止期間については、個別支援計画の保護者面談を対面でなくて電話等で実施してよいか（個別支援計画、契約の更新等）	やむを得ない場合には、保護者面談を電話等で行うことも可能である。なお、その場合でも郵送などにより保護者の確認を受ける必要がある。		
5	個別支援計画の面談	事業所ではなく、送迎時に自宅で個別支援計画の説明を行うとなると、児童発達支援サービス管理者（以下「児発管」とする）がすべてを回りきれない。もう一人の児発管や保育士などで説明等の面談を行ってよいか。	児発管が面談により保護者等に説明を行えない場合には、児発管が電話等により直接保護者等に説明を行い、郵送等により確認を受けることが必要である。		
6	開所時間	春休みまで学校休業日の対応ができない。放課後での算定をするので、開所時間は通常通りでよいか。	学校休業日に利用する児童については、学校休業日の報酬を算定することとなる。なお、開所時間減算については、適用しない。（ただし、3月8日までとする。それ以後については再度周知予定）	開所時間減算は、学校休業中の3月25日まで適用しません。	開所時間減算は、3月25日以降も引き続き減算しません。
7	開所時間	長時間の開所を要請されているが、個別支援や1時間のサービス提供しかしていない事業所はどうするのか。	学校休業日に利用する児童については、学校休業日の報酬を算定することとなる。なお、学校休業期間中は開所時間減算は適用しない。（ただし、3月9日までとする。それ以後については再度周知予定）	開所時間減算は、学校休業中の3月25日まで適用しません。	開所時間減算は、3月25日以降も引き続き減算しません。
8	感染予防について	サービス提供時に使用できるマスクや消毒液がない。	必要なマスクや消毒液が確保できない場合には、特に手洗いの徹底を図るとともに、マスクの代替品を準備するなどの対応を行っていただきたい。		

9	定員超過の取扱い	学校の臨時休業に伴い、保護者から利用の希望が多くなっている。今回の臨時休業期間中、定員10人の事業所に1日15人を超過して利用者を受け入れることは可能か。	今回の学校の臨時休業期間中について、定員10人の事業所において、サービス提供時間帯を通じて2名以上の従業者を配置することを前提に、1日15人までの利用者の受け入れについては定員超過減算を適用しないこととしたところである。	受け入れを行う前に、必ず神奈川県障害サービス課に問い合わせてください。	
10	延長支援加算の取扱い	学校の臨時休業に伴い、保護者から午前8時からのサービス提供の希望が出ている。今回の臨時休業期間中に限って朝8時から夕方6時までのサービス提供は可能か。また、延長支援加算は算定できるか。	可能である。事業所が臨時に延長支援加算を算定する場合には、体制届を県に提出する必要がある。なお、運営規定の変更届は要しない。	体制届を提出する必要があるため、事前に神奈川県障害サービス課に問い合わせてください。また、請求する際には茅ヶ崎市で作成した別紙書式に記載をして実績記録票と合わせて茅ヶ崎市に提出してください。	4月3日から茅ヶ崎市は「感染拡大警戒地域」のため、県から縮小要請が出ています。
11	支給量変更について	保護者から、受給者証の決定支給量を超過して利用したいと言われた場合、利用させてもよいか。		当面に限り、利用月の支給量変更を当月末まで受け付けますので、月末までに変更申請をするよう保護者に伝えてください。ご来庁が困難な場合は郵送申請も可能です。ただし、月23日の上限は変わりません。	
12	3月26日、27日の算定について	茅ヶ崎市立小学校・中学校は、3月26日を小中学校の卒業式、3月27日を修了式になったが、基本報酬単価はどのように算定したらよいか。		3月26日は、小学6年生及び中学3年生卒業式（登校日）のため、小学6年生及び中学3年生は学校終了後単価で請求してください。（休業日単価で請求の場合は否決） 3月27日は、その他の学年が修了式（登校日）のため、小学1～5年生、中学1～2年生は学校終了後単価で請求してください。（休業日単価で請求の場合は否決）	
13	基本報酬単価について	茅ヶ崎市立小学校・中学校以外で、学校終了後単価でなければいけない日はありますか。		県立茅ヶ崎養護学校は、3月中は臨時休校になります。よって、県立養護学校に在籍している児童は3月中は休業日単価で請求が可能です。	県立養護学校は4月6日から5月6日まで臨時休業になります。よって、県立養護学校に在籍する児童は4月6日から5月6日まで休業日単価で請求できます。

14	臨時休業の定義	臨時休業中は土日も含んでよいか。		文部科学省から臨時休業の要請に伴い令和2年3月2日（月）から令和2年3月25日（水）が休業扱いです。土日も含んで3月2日から25日まで臨時休業日扱いになります。3月26日以降は本来ですと春休みのため休業日扱いですが、茅ヶ崎市立小中学校は上記12のとおり3月26日、27日は別対応になります。	茅ヶ崎市立小学校・中学校は4月8日から5月6日まで学校臨時休業となります。茅ヶ崎養護学校は4月6日から5月6日まで学校臨時休業となります。土日も含みます。
15	臨時休業の定義	小6、中3は卒業式後は臨時休業中になるのか、春休みとなるのか。		卒業後は、例年とおり、教育課程を修了しているため「春休み」「臨時休業中」には当たりません。ただし、放デイの報酬単価は休業日単価で請求ができます。	
16	感染をおそれた欠席について	幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、電話等で健康管理や相談支援等のできる限りの支援を提供した場合、報酬算定は可能ですか。		特例的に報酬の対象とします。ただし、実績記録票の備考欄等にかかるように相談支援を行った開始時間・終了時間（おおむね1時間程度）、内容を記載してください。内容によっては認められない場合があります。 （記載例1）10:00～11:30 電話で体調確認・相談支援 （記載例2）11:00～11:30、16:30～17:05 スカイプで生活リズム確認・相談支援	4月3日以降は、特例的に報酬の対象とします。ただし、実績記録票の備考欄等にかかるように相談支援を行った開始時間・終了時間、内容を記載してください。1時間未満でも算定できるものとします。なお、利用者児童の障害特性のために保護者が電話が難しい場合、特例的にメールやLINEでのやり取りも認めます。なお、代替的支援を行った場合でも、利用者負担が発生することになっておりますので、保護者への説明が必要になります。

17	4月6日、7日の算定について	茅ヶ崎市立小学校は、4月6日を小学校の始業式、4月7日を入学、中学生全学年は4月6日7日が登校日になったが、基本報酬単価はどのように算定したらよいか。			4月6日は、小学2年生から6年生及び中学1～3年生は始業式のため学校終了後単価で請求してください。（休業日単価で請求の場合は否決）なお、小学1年生は休業日単価で請求してください。 4月7日は、小学1年生が入学式、中学生1～3年生が登校日のため、学校終了後単価で請求してください。（休業日単価で請求の場合は否決）なお、小学2年生から6年生は休業日単価で請求してください。
18	縮小について	「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」（令和2年4月2日事務連絡）で厚生労働省から「感染拡大警戒地域」の場合、縮小して実施すること、あるいは、児童や職員が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは臨時休業していただきたいと、通知があるがどうしたらよいか。	4月3日に、神奈川県障害サービス課に問合せを行ったところ、「縮小は縮小です。時間を短縮するなどを行ってください。」と回答があった。		茅ヶ崎市は「感染拡大警戒地域」に4月3日からなったため、縮小を検討してください。
19	縮小による電話等による対応	縮小や臨時休業をする場合も、電話等で事業所が児童の健康管理や相談支援等行ってよいか。	事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけになることから重要である。基本報酬に学校休業日単価を用いてよい。		4月3日以降は、特例的に報酬の対象とします。ただし、実績記録票の備考欄等にわかるように相談支援を行った開始時間・終了時間、内容を記載してください。1時間未満でも算定できるものとします。なお、利用者児童の障害特性のために保護者が電話が難しい場合、特例的にメールやLINEでのやり取りも認めます。なお、代替的支援を行った場合でも、利用者負担が発生することになっておりますので、保護者への説明が必要になります。

20	電話以外の方法で療育的支援を行う場合	保護者が働いているため、電話での療育的支援のやり取りができず、保護者の希望によりメールで支援した場合、日をまたいで支援を行った場合、請求はどのようにすればよいか。			メール等による支援に対する一連のやり取りをもって、支援の提供がなされたと考えますので、日をまたいで保護者等から応答があった場合でも、支援を開始した日の1日の報酬として請求してください。
21	電話以外の方法で療育的支援を行う場合の利用者負担について	利用者から、通常のサービスが提供されない状況で、利用者負担をすることに抵抗があり、継続的支援を行えない状況にあるが、利用者負担への支援はないのか。			代替的支援を行った場合でも、利用者負担が発生することになっておりますので、保護者への説明が必要になります。
22	上限管理について	保護者に3月分の利用料を請求する際に学校臨時休業がなかった場合の利用料のみ請求する扱いだが、上限管理はどのように行ったらよいか。			国保連に請求する際は、学校臨時休業があった場合で請求していただくとともに、上限管理も学校臨時休業があった場合で行ってください。なお、保護者への3月分利用料を請求する際の上限管理について、国保連請求分の利用者負担額と異なる場合については県に確認中です。わかり次第、更新します。